

## 令和6年度 仏国レップ業務委託にかかる仕様書

### 1 業務名

令和6年度 仏国レップ業務

### 2 実施目的

2025年に開催される「大阪・関西万博」に来訪する欧米豪インバウンドの本県への誘客を推進するため、仏国に本県の観光誘客窓口（以下、「観光セールスレップ」という。）を設置し、現地旅行会社に対する定期的な情報発信や本県を目的地とする旅行商品造成の働きかけを行うことにより、仏国における本県の知名度向上及び本県への誘客促進を図ることを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）

### 4 予算上限額

10,936,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 5 委託内容

#### （1） 仏国への観光セールスレップ設置

##### 提案内容

・ 設置する拠点について、設置場所と設置場所を選定した理由、人員体制を提案すること。

#### （2） 現地旅行会社を集めた観光セミナーの開催

本県の知名度向上につながる現地旅行会社向け観光セミナーを1回以上開催すること。

##### 提案内容

・ 開催する観光セミナーについて、集客人数、開催予定場所、集客方法、セミナー内容を提案すること。

#### （3） 現地旅行会社向けニュースレターの配信

現地旅行会社向けに、本県の観光情報を掲載したニュースレターを配信すること。

##### 提案内容

・ ニュースレターの配信回数、配信先（社数）、仏国における本県の知名度等を踏まえた掲載内容案について、提案すること。

#### （4） 旅行会社の招請

仏国からの訪日旅行を取り扱う旅行会社3社以上を、本県に1回以上招請すること。招請における視察先については、県が今年度造成予定のインバウンド向け「よかバス」（※）商品を2商品以上含めること。

（※）よかバスポータルサイト（<https://yoka-bus-fukuoka.jp/>）

##### 提案内容

・ 招請を予定する旅行会社の概要・社数（人数含む）及び招請日数を提案すること。

- ・ 招請のルート案を提案すること。但し、企画提案型公募時には、インバウンド向け「よかバス」商品が造成途中であることから、国内観光客向けの「よかバス」商品をもとに、提案すること。

(5) 現地旅行会社との商談

モデルコースを3コース以上設定し、モデルコースを盛り込んだセールスツールを作成の上、現地旅行会社と商談を行い、本県を目的地に含む旅行商品造成の働きかけを行うこと。制作したセールスツールについては県へデータを提供し、今後福岡県でのプロモーションに利用できるものとする。

提案内容

- ・ 商談体制（回数、人員、提案者の強み）について提案すること。

(6) 自由提案

提案内容

- ・ 本県の知名度向上や本県への誘客促進に効果的と思われる取組について提案すること。（自由提案）

(7) 効果測定及び月次報告

月次レポートを日本語で翌月10日までに制作の上、毎月1回、オンラインミーティングを実施し進捗状況を報告すること。月次報告会后、速やかに議事録を作成し県に提出すること。

(8) その他

- ①業務の詳細について、県と協議の上決定し、進捗状況を綿密に報告すること。
- ②現地担当者は、日本語でコミュニケーションが可能な者とし、本県の観光・食について知識を有する者を配置すること。本県への連絡は、電子メール、国際郵便及び国際電話、WEB会議システム等によりすべて日本語で行うこと。また、公式に発表する言語の文章作成・チェックは当該言語のネイティブ若しくは同等の能力を有する者が行うこと。(1)～(7)の業務において、県に提出する資料については当該言語の日本語訳を必ず添付すること。
- ③適宜、仏国における業界内の情報収集やアドバイスを行うこと。また、県からの問い合わせに対して回答するよう努めること。
- ④各業務にかかる調査、報告等一切の経費（交通費、車両費、各種データ費等）は全て事業費に含むこと。
- ⑤業務を円滑かつ継続的に実施するための実施体制を確立すること。

## 6 KPI

(1) 目標値

以下①～⑤に掲げる項目について、R6年度の目標値を提案すること。①及び②についてはR6年度の目標値に加え、R7、R8年度の目標値と目標を達成するための3か年事業計画（B to B向け、B to C向け）を提案すること。

提案内容

- ① R6～R8年度の本県への送客人数（見込み）
- ② R6～R8年度の本県を目的地に含む旅行商品の造成件数（見込み）

- ③ R6年度の観光セミナー実施回数及び集客人数
- ④ R6年度のニュースレターの配信件数
- ⑤ R6年度の旅行会社の招請社数及び人数

## 7 第三者委託の禁止

- (1) 本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、事前に文書により県と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

## 8 制作物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 委託の履行に伴い発生する全著作物に関する一切の権利は、県に帰属する。
- (3) 本件に使用するイラスト、写真、映像、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託事業者が負うこと。
- (4) 上記8(1)～(3)の規定は、上記7により第三者に委託した場合においても適用する。受託事業者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

## 9 個人情報の保護

本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、「個人情報に関する特記事項」の規定に準じ、個人情報の漏洩・滅失・毀損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 10 業務実施報告書

成果品として、以下のとおり業務実施報告書を作成し、令和7年3月21日（金）までに提出すること。（様式任意）

### (1) 事業報告書

紙媒体：A4判冊子 2部

電子媒体：Word、Excel、PowerPointにおいて編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF形式の両方 1部

### (2) 制作物

本事業の遂行にあたり制作物があれば提出すること。